主

被告人を懲役3年に処する。 この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する。 押収してある文化包丁1本(平成16年押第10号の1)を没収する。 訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理 由

(罪となるべき事実) 被告人は,

第2 業務その他正当な理由による場合でないのに,同月16日午後3時48分ころ,上記h号室前通路において,刃体の長さ約17センチメートルの上記文化包丁1本を携帯したものである。

(証拠の標目) ―括弧内は証拠等関係カードの検察官請求証拠番号

省略(補足説明)

1 弁護人は、判示第1の事実について、被告人は被害者に対する殺意を有していなかったから、傷害罪が成立するに止まる旨主張し、被告人も当公判廷において殺意はなかった旨供述し、他方、検察官は、公訴事実においては、被告人は被害者に対する確定的な殺意を有していたものとするところ、当裁判所は、被告人は被害者に対する未必の殺意を有していたものであり、殺人未遂罪が成立すると認定したので、以下その理由を補足して説明する。

2 まず、関係各証拠によれば、以下の各事実が認められる。

(1) 被告人は、県営d鉄筋e号棟f号室に居住し、自室真上のg号室から聞こえてくる子供の足音などの物音が気になり、不快に思っていたものであるが、平成15年11月15日午後9時ころ、上記g号室から物音がしたため、同室に赴いて静かにするよう注意したにもかかわらず、再び物音がしたことに立腹し、野けて静かにするよう声を荒げて注意したところ、その様子を聞いて駆けて監合室北隣のh号室に居住するA(以下「被害者」という。)及びその妻のBとはたらしたなり、両名から、「集合住宅やからしゃあないやろ。」、「ちょっとと言われた。」、「ちょっとと言われたら、」、「けとは何ぞ。」などと大声で怒鳴りながら、被害者らに掴みからにが、周りの者らが間に入って止めたためその場はおきったものの、「出て行けとは何ぞ。」などと大声で怒鳴りながら、被害者られたと感じて憤慨し、明日被害者を包丁で刺してやろうなどと思うに至った。(2) 被告人は、翌16日になっても、被害者に対する怒りがおきなりにないても、被告人は、翌16日になっても、被害者に対する怒りがおきなりになっても、被告人は、翌16日になっても、被害者に対する怒りがおきなりにあるとしたが、翌16日になっても、被害者に対する怒りがおきなりになっても、被告人は、翌16日になっても、被害者に対する怒りがおきなりによりにないます。

(2) 被告人は、翌16日になっても、被害者に対する怒りがおさまらなかったことから、被害者を包丁で刺そうと決意し、自室台所から持ち出した文化包丁(以下「本件包丁」という。)をズボンの左わきの辺りに入れて隠して、上記 h 号室の被害者方に赴る、応対に出たBに被害者を呼ぶよう伝え、玄関に出て来た被害

者に対し,本件に及んだ。

- (3) 本件包丁は、刃体の長さが約17センチメートルあり、柄に近い部分の刃が少し欠けているものの、先端部分は尖っていて、これで身体の枢要部を突き 刺せば優に人を殺傷することができるものであり、被告人は、本件包丁の性能や形 状をよく認識していた。
- 被害者は、①左手第3指(掌側付け根部分)と②右手関節にそれぞれ切 (4)創を負い、②の切創は軽傷であったが、①の切創は左手第3指・尺側指神経を損傷 する長さが約2センチメートルの縫合処置が必要な加療約6か月間を要するもので あった。
- (5) 被告人は、本件犯行中に本件包丁を妻のCに取り上げられると、更に 刃物等による攻撃を加えようとすることなく自室に戻り、その後、臨場した警察官 に現行犯逮捕された。
- 3 本件の犯行態様に関しては、被害者と被告人の供述内容が相反するので、以下において両者の供述の信用性を検討することとする。
- (1) まず、被害者である証人Aの当公判廷における供述並びにその検察官調 書(甲5一不同意部分を除く。)及び警察官調書(甲3,4一各不同意部分を除 く。)(以下これらを併せて「被害者供述」という。)の概要は、以下のとおりで く。 ある。 ①
- ① 被害者が玄関に行き、中から「何や。」と言うと、玄関の外に立っていた被告人が「ええから出てこい。」と言うので、外に出ようとしたところ、右足と上 半身が外に出た辺りで、被告人から右腕を引っ張られたため、身体が玄関の外に出た状態となり、玄関ドアが閉まった。
- ② 被害者が玄関の外に出ると、被告人は、「昨日、出て行け言うたやろ。」、「お前からけんか売ってきたんじゃ。」、「わしらのけんかは命の取り合いなんじゃ。」などと怒号した上、被害者の右腕を掴んだまま、被告人のズボンの 左わきの辺りから右手で本件包丁を取り出して、顔の横ぐらいまで本件包丁を振り 上げると、被害者の胸部を目掛けて振り下ろしてきたので、被害者は危ないと思 い、左腕を上げてこれを防いだ。
- い、左腕を上りてこれを向いた。
  ③ 続いて、被告人が被害者の左胸部及び腹部を目掛けてすごい力で本件包丁を何度か突き出してきたので、被害者は、刺されないようにするため、突き出してきた被告人の右手首付近を手で掴んだり、身体ごとよけたりするなどしたが、その際、被告人が「ぶっ殺したる。」などと怒鳴ったことがあった。
  ④ また、その途中で、Cがその場にやって来て、被告人の右腕を掴んだところ、被告人が「おまえには関係ないんじゃ。すっこんどけ。」などと言って右腕を後ろに引くなどしたため、これを掴んでいた被害者の左手が離れるとともに、被告人の右肘がCの際に当たって、同力は被告人の後方に構向きに倒れた。
- 人の右肘がCの胸に当たって、同女は被告人の後方に横向きに倒れた。
- ⑤ 被告人は、Cが転倒した後も、被害者に向かってきたので、被害者が左手を前に出して本件包丁を持った被告人の右手を掴もうとすると、被告人が邪魔だと言わんばかりに本件包丁を振り回すなどしたため、被害者は、これを防いでいた左手の中指に痛いような感触を感じ、その後気付いたときには、ぼたぼたという感じ で血が垂れて地面に落ちていた。
- ⑥ 被告人は更に被害者に向けて本件包丁を突き出してきたが、そのころに 被害者方の玄関ドアが開いていて,Bが後方から左肩付近を掴んで被害者を玄 関内の方に引っ張り、被害者は玄関の中でしゃがみ込む格好になったが、その後 も、被告人は、被害者の腹の辺りを目掛けて本件包丁を突き出し、また、Bの方に向かっていく様子を示したため、被害者がこれを止めようとした際、本件包丁で右 手首を切られた。
- ⑦ 被告人は、その後、Cに引っ張られていったん後に下ったが、Cが手を放 すと、また被害者の方に来て、安全靴を履いていた左足で被害者の右上腕部付近を 蹴りつけた。
- ⑧ 被告人がいなくなった後、被害者は、Bが持ってきたタオルを負傷した左 手の中指に巻いて止血し、救急車が来るまで玄関の外に出ないで待ち、救急車が来て玄関の外に出たときも、血が下に垂れることはなかった。
- 被害者供述は、その供述間に細部に食い違いがあったり、その証言に おいては記憶が不確かになっているところも認められるものの、全体としてみれ ば、その内容は、具体的で迫真性に富んでおり、そこに格別不自然な点はなく、捜査公判段階を通じおおむね一貫していること、被害者の血液型と同一のO型の血痕 が被害者方の玄関内ばかりでなく、玄関の外側の通路やMBドアの外面等にまで付着しているほか、被告人の安全靴(左足)にも付着しているなどの客観的事実とも

よく符合していること、また、被害者供述、特にその証言は、記憶のないところはないと供述するものであって、その供述態度にも真摯なものが窺えること、そして、Bの供述内容ともほぼ符合していることなどを考え併せると、被害者供述は十分信用できるというべきである。

- (3) これに対し、被告人の公判供述の概要は、①被害者を引っ張り出したのではなく、被害者が自発的に玄関の外に出てきた、②本件包すをズボンのの外に出から、ではなく、被害者がに玄関の外に出てきた。」、「ことと、「ことと、」、「ことと、」、「こととのでした。」、「なった、③「わしらない、④をもしまった、③「かしらない、④をもしまった。」、「なったととはなが、後害者が必要を必要を必要を表して、などと言うない。」、「なったととはなが、被害者が必要を必要を表して、などとはなが、本件包でしまが、本件包ではない。」、「ないなだと思いに、できるが、大きを表して、などとない。と思いに、本生のののののののののののではないのののののののののでは、などというなどというなどというなどというなどというなどというなどというであるが、というなどのというなどのというなどのというなどのというなどのというなどのというなどのというなどのというなどを考え併せると、被告人の上記公判供述を到底信用することなどを考え併せると、被告人の上記公判供述を到底信用することなどを考え併せると、被告人の上記公判供述を到底信用することなどを考え併せると、被告人の上記公判供述を到底信用することなどを考え併せると、被告人の上記公判供述を到底信用することに、というべきである。
- (4) 以上みてきたとおり、被害者供述は信用できるのに対し、被告人の公判供述は信用することができないから、本件の犯行態様に関しては、被害者供述のいうとおりであると認定するのが相当である。 4 殺意についての判断
- (1) 以上の事実によれば、被告人は、被害者の身体の枢要部である左胸部や腹部を目掛けて、数回にわたり至近距離から、特に手加減することなく、本件包丁を突き出すなどした上、玄関の中でしゃがみ込む格好となり自由に身動きすることが困難となった被害者に対し、更に腹の辺りを目掛けて本件包丁を突き出すなどしたものであって、このような被告人の執拗な刺突行為に対し、被害者が本件包丁を持った被告人の右腕を掴んだり、手を前に出すなどして防御していなければ、本件包丁が被害者の左胸部あるいは腹部に突き刺さっていた可能性は高かったといわるを得ないし、被告人は被害者が死亡するに至る危険性の高い行為であることを認識しながら、あえてこれを行ったものということができるから、被告人は被害者に対する未必の殺意を有していたものと推認するのが相当である。
- (2) この点、検察官は、公訴事実においては、被告人が確定的な殺意を有していたものとし、被告人の弁解録取書(乙3)及び検察官調書(乙10)では、認められるが、被告人は、本件前夜の被害者夫婦との口論の後から、被害者を包丁でおられるが、被告人は、本件前夜の被害者夫婦との口論の後から、被害者を包丁役を抱かせるまでのものとは思われないこと、被告人は、本件包丁をCに取り上げられた後、被害者に対し更に刃物等による攻撃を加えようとすることなく、自室においていること、上記検察官調書(乙10)においては、被告人は、読み聞け後、確定的な殺意はなく、未必的な殺意を有していたにすぎない旨供述を訂正しば同日となどを考え併せると、確定的な殺意を認める部分の供述はそのままには信用となどを考え併せると、確定的な殺意を認める部分の供述はそのままには信用とないうべきであるから、被告人が被害者に対して確定的な殺意を有していたとまでは認定することができない。
- いというべきであるから、恢ってかい言せになっています。 では認定することができない。 (3) なお、被告人は、当公判廷において、被害者に対する殺意を認める弁解 録取書(乙3)について、訂正できることは分かっていたが、検察官が長い時間を 掛けて作成したのに訂正を申し出たらしかられる、パソコンで1回打ったものはも う直せないなどと思って、仕方なく署名したものであるなどと供述するけれども、 上記検察官調書(乙10)においては、前記のとおり、被告人が読み聞け後に供述 の訂正を申し立て、訂正がなされていることからみても、被告人の上記公判供述は 信用できないといわざるを得ず、弁解録取書(乙3)をはじめとする被告人の捜信 段階における各供述調書等の作成の過程に何ら違法、不当な点が存せず、任意性に 疑いを容れるような事情も認められないことからすれば、捜査段階の各供述調書等 において、被告人が殺意を認める部分の供述は、未必の殺意を認める限度におい

て、信用することができるというべきである。

(4) 以上のとおりであって、被告人には被害者に対する未必的な殺意があったと認定するのが相当であるから、被告人には殺人未遂罪の成立を認めることができる。

## (法令の適用)

被告人の判示第1の所為は刑法203条,199条に,判示第2の所為は銃砲刀 剣類所持等取締法32条4号,22条にそれぞれ該当するところ,各所定刑中判示 第1の罪については有期懲役刑を,判示第2の罪については懲役刑をそれぞれ選択 し,以上は刑法45条前段の併合罪であるから,同法47条本文,10条により重 い判示第1の罪の刑に同法47条ただし書の制限内で法定の加重をした刑期の範囲 内で,被告人を懲役3年に処し,情状により同法25条1項を適用してこの裁判が 確定した日から4年間その刑の執行を猶予し,押収してある文化包丁1本(平成1 6年押第10号の1)は,判示第1の犯行の用に供した物で被告人以外の者に属し ないから,同法19条1項2号,2項本文を適用してこれを没収し,訴訟費用につ いては,刑事訴訟法181条1項本文により全部これを被告人に負担させることと する。

## (量刑の理由)

本件は、被告人が、未必の殺意をもって、同じ県営住宅に住む被害者に向けて所携の文化包丁を数回突き出すなどしたが、被害者が抵抗したため、被害者に傷害を負わせたに止まり、殺害するには至らなかったという殺人未遂(判示第1)及びその際に上記文化包丁1本を不法に携帯したという銃砲刀剣類所持等取締法違反(判示第2)の事案である。

被告人は、前示の経緯から、本件犯行に及んだものであって、短絡的かつ身勝手な犯行の動機に酌むべき点は乏しいこと、被告人は、一晩考えた上であえて本件犯行に及んでいるのであって、本件は一時の激情に駆られた偶発的な犯行でを持てなど、本件は一時の激情に駆られた偶発的文化包丁を対した。本件は一時の激情に駆られた側でであっては持ちと、大人に呼び出した被害者のて、その犯行態様は対かったり、大人でであると、大人であると、大人であるところ、大人であるところ、大人であるところ、大人であると、大人であるというであると、大人であると、大人であると、大人であると、大人であると、大人であると、大人であると、大人であると、大人であると、大人の刑事であると、大人の刑事であると、大人であるが、大人の刑事であるが、大人である。大人である。大人であるが、大人であるが、大人である。大人により、大人である。大人により、大人に

しかしながら、前示のとおり、本件犯行の発端となった被害者夫婦の言動にも多少の言い過ぎがあった面を否定できないこと、殺意は未必的なものにとどまってり、幸いにも被害者は生命に関わるような重い傷害を負わされたわけではないこと、被告人は、被害者に全150万円を支払って示談を成立させていること、被告人は、被害者に反省の手紙を書いたりするなど、それなりに反省の態度を示してる上、本件後転居するなど、被害感情の緩和に努めていること、被告人は75歳と高齢であること、被告人の妻が糖尿病を患うなど、その健康状態がよる前科がなら、最終の罰金前科からに30年以上が経過していること、本件により7か月近くの期間身柄拘束を受ていることなどの、被告人のために酌むべき事情もまた認められるので、今回は、被告人を主文の刑に処した上、その刑の執行を猶予することとする。

(検察官の科刑意見 懲役6年)

よって,主文のとおり判決する。 平成16年6月10日

平成16年6月10日 神戸地方裁判所第2刑事部

裁判長裁判官 森岡安廣

裁判官 川上 宏